

前橋市水道事業給水条例の改正について（議案第32号）

水道整備課

1 改正の理由

水道法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 内容

給水装置の基準違反に対する措置を定める規定において、引用している省令の名称を「厚生労働省令」から「国土交通省令」に改める。

3 施行期日

令和6年4月1日